

7 外来種対策

国外又は国内の他地域から、生物が本来有する移動能力を超えて、人為によって意図的・非意図的に導入される生物が増加している。このような生物の中には、家畜、栽培植物、園芸植物、造園緑化植物、漁業対象種等様々な用途に利用されるなど、人間の生活に重要な役割を果たしてきたものもある。

しかし一方では、それまで存在しなかった生物がある地域に人為的に持ち込まれ、在来種の捕食、在来種との競合・駆逐、交雑による遺伝的攪乱、農林水産業や人の生命・身体への被害など、野生動植物の生息・生育環境に大きな影響を与えている。

これらの外来種については、侵入を予防するとともに、侵入し定着しつつある外来種については、分布が拡大する前の初期段階での対応、既に定着してしまっている外来種については、被害の程度に応じた駆除・管理を行う必要がある。

(1) 外来種の実態把握

本県においては、外来種の実態を十分把握するに至っていないことから、早急に県内の外来種の現状を把握し、リストアップをするとともに、その影響度合いについて「カテゴリー区分」を行い、種ごとの具体的な対応策を考えていく必要がある。

なお、外来種のカテゴリー区分の際には、県内外来種の実態調査、文献の収集・整理、専門家や地元住民等へのヒアリングを行い、現在、本県で確認されている外来種の実態を十分に把握する必要がある。

(2) 県民の理解の促進

外来種対策を円滑に進めていくためには、県民の理解と協力が不可欠である。このため、県民一人ひとりが外来種問題を理解し、人や生態系へ大きな影響を及ぼす外来種を不必要に持ち込まないようにするとともに、飼養等にあたっては、飼いきれなくなった愛玩動物を山野等に放逐しないよう適切な管理が重要である。

(3) 今後の取組み

外来種対策の実施にあたっては、国による対応方針を基本にその動向を注視しつつ、具体的状況に応じた適切な対応が重要であり、今後、次の取組みを進めていく必要がある。

ア 外来種の定着状況や生態的特性等に係る基礎的な調査の実施

イ 外来種に関する情報の収集整理や普及啓発、学校教育や生涯教育等における知識や技術の伝達、学校をはじめ博物館、動物園等との連携による教材の整備や人材の研修・育成

ウ 既に定着し問題を起こしているか、そのおそれのある外来種に対しては、地域の実情に応じた駆除計画作成

- エ 外来種対策に関わる関係者間のネットワーク化を図り、地域における外来種の監視体制の構築
- オ 既に県内に導入された外来種については、生物多様性等の影響の観点から状況を監視し、問題が生じた場合には緊急的な防除等の対応を図れるような体制づくり

国は、「移入種(外来種)への対応方針について」(平成14年8月)において、外来種リスト(我が国の移入種(外来種)リスト(2002年5月版))とカテゴリー区分及びそれに対応した取組みの考え方を示している。